

検討チーム発足に至る経緯

- 1 平成22年12月26日、ロシアの排他的経済水域（EEZ）内でスケトウダラ漁を行う我が国漁業会社4社が、漁獲枠を超えた漁獲量を黙認してもらうため、平成21年までの3年間に、ロシア国境警備局係官などに約5億円を提供し、この経理処理を隠ぺいしていたとして、国税当局から所得隠しを指摘された旨が報道。
- 2 同年12月28日、ロシア水域で操業するさけ・ます、さんま漁業においても同様の疑いがある旨が報道。
同日の会見において、鹿野農林水産大臣は北転船の調査を最優先し、さんま、さけ・ます漁船については順次事情を聞く旨を発言。
- 3 同年末以降、漁獲枠超過の事実等を確認するため、水産庁が報道のあった北転船4社の関係者に対する調査を実施したところ、いずれの漁業者も平成21年以前の数年間にわたり漁獲割当量を相当程度超過して漁獲していたことを認めた。
- 4 平成23年1月18日、漁業法に基づく停泊処分を行うべく手続を進めることを鹿野農林水産大臣が発表。
- 5 同年1月21日、鹿野農林水産大臣から水産庁に対して、ロシア水域における適正操業に関する検討チームを早急に設置し、再発防止に取り組むよう、指示がなされた。